

おおがわら千本桜スポーツパーク整備・維持管理運営事業
実施方針（案）等に関する個別対話結果

令和 7 年 4 月

大河原町

No.	議題	資料名	該当箇所	確認したい内容	回答
1	運営業務について	実施方針(案)	5頁・(4)運営業務	運営管理業務全般	施設の予約や利用、問合せへの回答等、運営業務に支障が無い場合において、常駐配置人員や配置場所に係る提案を認めます。
2	収入の還元	実施方針	7頁・第1章、第1節、9、(3)	「本町あるいは町民に還元するものとする。」とありますが、還元を実施する場合(例えば、●●万円以上の利益が実現した場合)は、事業者提案によるものと理解して相違ないでしょうか。	お見込みのとおりです。 どのような場合に収益還元を行うかは、事業者の提案に委ねます。
3	物価変動指標について	資料1 リスク分担表	物価変動 法制度	最低賃金上昇等に伴う人件費上昇について人件費スライドの採用を検討いただけないか。	ご意見として承ります。 詳細は募集要項等公表時に示します。
4	業務実施体制	要求水準書	76頁・第5章、第1節、7、(2)	本施設の管理棟及びパークゴルフ場に配置する職員について、1か所の配置を提案することは問題ないか。	施設の予約や利用、問合せへの回答等、運営業務に支障が無い場合において、配置人員や配置場所に係る提案を認めます。
5	統括マネジメント業務について	要求水準書	79頁・第5章、第1節、8	本業務で求められる業務内容の詳細を確認したい。	統括管理業務では設計段階から本事業を統括的にマネジメントすることを求めます。 なお、統括管理業務のみを担う企業による統括管理業務の実施も可能です。その場合には統括管理業務を担う企業、統括管理業務以外の運営業務を担う企業のそれぞれを企業グループに位置づけてください。 また、統括管理業務のみを担う企業は以下の要件を満たしてください。 (統括管理業務を行う者) ・平成22年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、PPP・PFI事業における統括管理に係る業務実績(代表企業としての参画実績を含む)を有していること。 実施方針(案)を修正します。

No.	議題	資料名	該当箇所	確認したい内容	回答
6	利用促進策に関する提案	要求水準書	93頁・第7章	提案された利用促進策を事業者が自ら実施することを求めるものではない。とありますが、事業者が自ら実施しない提案については一部を除き評価されない。と考えていますがその考え方で問題ないか。	利用促進策に関する提案は、事業者が実施する、しないに関わらず、幅広いアイデアや提案を求めるものです。 事業者が直接実施しない提案を行った場合にも、評価の対象となります。 ただし、利用促進策の実現性を確保した上で提案いただきたいことから、提案に係る条件に以下を追加します。 ・提案された利用促進策を本町が別途実施する場合は、原則として優先交渉権者として選定された応募グループが提案する利用促進策を対象とする。 ・利用促進策については、可能な範囲で費用や実施体制等を明示した上で提案を行うこと。 ・利用促進策の実施に要する費用は、本事業のサービス対価の合計の1%を上限に提案を行うこと。 要求水準書(案)を修正します。
7	利用促進策について	要求水準書	93頁 第7章 本施設等の利用促進策に関する提案	提案に係る条件に「町が別途実施する」とあります。他、条件の確認と、提案を求める事項の詳細について確認をお願いします。	No.6の回答を参照ください。
8	利用促進策に関する提案について	説明会資料	29頁	利用促進策は別途発注することがあると示されているが、優れているとされた場合、SPCまたは協力企業に入らなかった場合にどうなるか。	No.6の回答を参照ください。
9	盛土部の施工について	要求水準書	要求水準書資料8 造成計画平面図	盛土部の沈下について。 本事業の施工開始時期には、現況地盤及び盛土材の圧密沈下が完了した状態となるのでしょうか。 施工開始時に、沈下による不足土や、対策にかかる費用負担は事業者でしょうか。	前段：施工開始時の令和8年度には圧着沈下は完了しております。 後段：施工開始時に地盤沈下が発生している場合の対策費等は本町が負担します。
10	法面の仕上げについて	要求水準書	要求水準書資料9	整備範囲図(1)において着色部以外の範囲は事業者が整備主体となっておりますが、法面については、盛土法面整形後、速やかに植生等の法面保護を実施しなければ、降雨により浸食されます。法面保護を大河原町で施工はしないのでしょうか。 また、降雨により浸食した場合の修復は事業者が行うのでしょうか。	前段：盛土成型後、植生による法面保護を本町が実施します。 後段：事業契約締結時までに発生した浸食部分の修復は本町が行います。

No.	議題	資料名	該当箇所	確認したい内容	回答
11	既設工作物について	要求水準書	要求水準書資料17	既設工作物水路について、水田の楊排水路と思われるが、本事業において維持管理を行うのでしょうか。大雨により土砂やゴミが体積した場合も、事業者側で清掃するのでしょうか。	・公園施設の排水路については維持管理いただきますが、水田の用水については、町が維持管理を行います。
12	上水道について	要求水準書	要求水準書資料19 P2給水計画平面図	1.町施工と事業者施工の境界を確認したい。 2.給水計画平面図末端の水圧は何MPaになるのでしょうか。 3.水圧が確保できた場合、防火水槽の代わりに消火栓を設置する事は可能でしょうか。	1.対岸から給水管を取り出しますが、敷地外部分が本町による施工です。金ヶ瀬さくら大橋のたもと付近でφ75mm管を敷地内に配管します。 2.参考値ではありますが、0.39Mpaとなります。なお、設計時には本町の水道部局等への確認を行い、再度計算を行ってください。 3.本施設は、対岸からφ75mm給水管で給水取り出しを行います。ループしている本管では無いため、消火栓の設置が不可能です。